

Criminal Court（バンコク刑事裁判所）の 訪問報告と若干の考察

相澤正雄 識

2月13日（水）13:00 女子刑務所を出発し、刑事裁判所に14:00に到着する。

会議室で裁判所長 Mr. Boorchu Thsasanaprapan 直々の訪問団歓迎の挨拶があった。引続き裁判所の説明があった。その内容は以下の如し。

裁判制度は、タイ国では三審制を採用している。この裁判所では3年以上の懲役又は6万バーツ以上の罰金刑について全国の事件や海外の事件を管轄する。ここ以外の他の裁判所は国内の事件を扱う。

裁判所職員は71名いて、所長1名、副所長3名、人身売買部長1名、薬物事件部長1名である。部長は、副局長と同等である。これらの職員は、20年以上の経験を持つ裁判官が就任される。

続いて、裁判所の紹介ビデオが英語で放映された。

紹介ビデオ拝観後、更に説明と質疑が続いた。

ここで扱う事件の量は年間11,000～12,000件で、持越しが25%で2,750～3,000件にのぼる。刑事訴訟事件の裁判は一年で終わるようにしている。罪種は薬物が八割を占める。



裁判所の入口には天秤の図柄、屋内の壁には“Justice delayed is justice denied.”「遅れた裁判は、裁判の拒否である」なる法諺が英語で書かれていた。類似の英法諺は外に“Law hateth delays.”「法は遅延を忌む」もあり、日本国憲法37条第1項は“In all criminal cases the accused shall enjoy the right to a speedy and public trial by an impartial tribunal.”と苟も「迅速」な公開裁判を予定している。裁判の遅延 *dīlatōrius*（羅）に関する規定は、一三世紀の七部法典第三部第三章法九にもある。

わが国は伝統的に「公事三年」「公事と袴はかかり次第」どころか元和3年（1617年）から明治15年（1918年）までに至る300年も続いた世界最長といわれる山城の加茂神社と貴布神社との訴訟などまで経験している。こうした悠長さは、現在のタイ国では逆も許されるものではないとつくづく感じた。

また、日本のみならず英国のバークレー家の相続争いは 1416 年から 1609 年に至る 193 年続いたそうである。尚、これらに反する事例は時代を遡ると、鎌倉時代には法の遅滞に痺れを切らし「文書を進覧するの後、三个日に至りて下知を加へずば奉行人の緩怠の過に處せらるべきの由、其法を儲く（吾妻鏡）」と三日以内の結審が求められたこともあった。

次に、当裁判所の和解 Conciliation 事件の審判室を案内された。ここでは、100 件/月の和解事件を扱い、その内 30 件/月が片付いているという。裁判所にとっても訴訟経済上の効果があると認識している。日本で和解は、刑事では行われず民事について行われる。裁判上の和解は民訴 136/144/358 の 2 で、起訴前の和解は民訴 356 による。

この刑事裁判所では、民民間の事件に対応に、強制猥褻や名誉毀損など親告罪に於いて損害賠償を扱う。告訴も検察官ではなく弁護士が担当し、裁判官も法服を着ないで職務に当たる。現在の日本では刑事和解法はなく、損害賠償は民事で別に解決する必要がある。

茲で、用語を確定するため書籍で調べたところ、この“Conciliation”を英米法辞典（有斐閣）は「調停」としている。英国で鉄道会社と荷主の争いを労働大臣の任命する調停官 conciliator が解決するとしている。また、英米法の影響を受けた近隣諸国はビルマとマレーシアであるからタイ国は大陸法の影響下であろう。

語源は羅語の conciliātiō である。和解は、封建時代に「和談・和与」などと称し、西語で avenencia > transacción（拙書、七部法典第一部第五編第一四章法一一 485 頁参照）羅語で trānsactiō 佛語で transaction 獨語で Vergleich と称す。また和諧は、西語で transacción matrimonial となっている。類似の用語の調停 mediation（英）/ mediación（西）は、商事調停法や民事調停法など民事に利用される。更に仲裁（七部法典第三部第一八章法一〇六 / 一〇七、民訴第八編 786 條以下、現仲裁法 平成 15/8/1 法 138 号）arbitration（英）/ arbitraje（西）は、民訴 786 / 787 の規定で刑事事件を扱わないし、刑訴にも規定がない。

次に、法廷視察として国際薬物事件を傍聴する。

裁判中に法廷入口で丁寧に一礼して傍聴席に入廷後静かに着席、判事二名で検察官一名と書記一名および被告人の弁護士四人いて、その内の一人が法廷内で検察側証人に訊問中であつた。

事件の内容は、国際薬物取引で、被告人は傍聴席に裸足、足錠、被疑者服で最前列左側に着席していた。所内は、刑務官が担当し、男 30 人と女 4 人

の刑務所職員が警備に当たっている。我々は、被疑者と同じ傍聴席の右側に着席して裁判を10分ほど傍聴した。

その内に裁判長が裁判を一時休止して我々視察団のために質問に応じるなど約5分ほどの質疑応答にまで便宜を図られた。再び丁寧に一礼して法廷を出た。貴重な時間を訪問団にさいて下さった裁判所に感謝したい。

訴訟経済上関心があつた「訴訟取引」については、安田審議役に後で先方に尋ねていただいたがタイ国で訴訟取引はまだ行われていないそうである。

廊下の壁には、裁判の日程表が色別に表示されてびっしり詰まっていた。次に、被告人の待合室を柵の外から見学した。100人ほどの被告人が被疑者服を着て椅子に座って静かに公判を待っていた。家族などとの面会や話は約5メートルほど離れた柵の外で顔を見ながら電話で通話する仕組みであつた。

特に印象に残つたことは、裁判官が裁判を一時休止して視察団のために質問に応じたときのなんとも柔和な面影と威信であつた。無味乾燥を全く感じさせなかつた。法諺にある裁判官のようであつた。

その羅語法諺は“*Judex habere debet duos sales, salem sapientiae ne sit insipidus, et salem conscientiae, ne sit diabolus.* 判官は二種の塩を有すべし。即ち、無味乾燥に流れざるために才智の塩を、邪悪非道に陥らざるために良心の塩を。英語では *A judge should have two salts: the salt of wisdom, lest he be foolish; and the salt of conscience, lest he be devilish.*”とある。

以 上